

随意契約理由書

件名	令和7年度 輪重測定記録装置他購入
契約の相手方	川崎車両株式会社
根拠法令	地方公営企業法 施行令 第21条の13第1項2号に該当
随意契約の理由 本契約は、御崎車両基地および名谷車両基地に設置されている輪重測定装置の経年劣化にともなう装置の一部の購入を行うものである。 検査等を実施した車両は、走行性能を確保するため各車輪に負荷される車両重量を測定、調整する必要がある。測定には特殊な装置を使用しており、装置の一部である記録装置等の経年劣化の為、約10年毎に取り換える必要がある。本作業を担当するものは、本装置の機能・構造等を熟知し、設計図書等に基づく作業・検査の施工及び特殊な部品の製作・手配が必要不可欠である。 これらの諸条件を満たす業者は、新製時に装置の製作を担当した川崎重工業株式会社以外にないが、令和3年に同社車両カンパニーが行う事業について川崎車両株式会社に継承された。現在本業務を実施できるのは上記業者だけである。	
担当部署 (問合せ先)	交通局 高速鉄道部 地下鉄車両課 御崎検修係 (電話番号 652-7340)